

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成24年1月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成24年1月20日（金） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時55分
会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	小川信子	委員長職務代理者	秋山皓一
委員	山口恵子	委員	小川新太郎
教育長	佐藤玉江		

出席職員

教育長	佐藤玉江（再掲）		
教育総務部長	関川義雄	生涯学習部長	吉田昭二
教育総務課長	坂本公男	学校施設課長	葛生行広
学務課長	高山勇	教育指導課長	五十嵐正憲
学校給食センター所長	藤崎吉宣	生涯学習課長	藤崎祐司
生涯スポーツ課長	檜垣好克	公民館長	須藤清子
図書館長	大木禎夫	生涯学習課主幹	堀越美好
教育総務課主幹（書記）	秋山雅和		

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

① 主催事業等

[平成23年]

- ・12月22日 ふれあいコンサートについて

千葉ニューフィルの若手演奏家による弦楽四重奏のコンサートであったが、入場者も多く喜んでいただけたと思う。回を重ね定着してきたのでファンも増えている。特に今回は誰でも聞いたことのある選曲をしていただき、事務局の方が曲にまつわるエピソードなども交えて分かりやすい解説をしてくれたこともあり、より楽しい演奏会になったと感じた。

- ・12月28日 仕事納めの式について

市全体としても教育委員会としても仕事納めの式をおこなった。東日本大震災などの他、職員による2件の不祥事もあり、それぞれの職員が当事者意識を持つことで改めて防止に向けた取り組みが出来るのではないかと話させていただいた。

[平成24年]

・1月4日 仕事始めの式について

箱根駅伝で東洋大学が優勝したが、9区で走った選手が語った、前の年に負けたことでバラバラになっていた選手の気持ちが一つになれたとの逸話を紹介し、教育委員会としても職員がバラバラというわけではないが、気持ちを一つにしてことにあたることの重要性について話させていただいた。

・1月9日 成田市成人式について

穏やかで厳粛な、ここ数年来なかったような成人式であった。実行委員会も何度も集まり、しっかりと計画されていたし、二十歳の意見も良かった。自分たちで作る成人式というものが実現できていたように感じた。下総町、大栄町との合併後にそれぞれの地区の中学校を卒業した生徒たちが、初めて成人式を迎えたということもあり、恩師も多数出席していただいた。新成人たちが恩師を囲んでいる姿を見るにつけ、日頃大変ではあるがこれが先生方へのご褒美だと感じた。

・1月11日 市校長会議について

成人式を例に出し、私たちが子供達のためにすべきことをしっかりと考えて、頑張っていきたいとの話をさせていただいた。

・1月12日～13日 校長面談について

平成24年度の人事構想、異動の全体構想について、2日間かけて各学校長から詳細に聞いた。これを受けて1月17日の北総教育事務所の面接に望んだ。

・1月18日 文化財審議委員会について

新しい任期となって初めての会議でもあり、正副委員長の選任を行った。また、8月5日の未明に消失した宝徳寺観音堂の火災消失による文化財としての指定の解除について審議いただき、解除やむなしとの答申をいただいた。

その他、文化財の取り扱い状況、地芝居サミットなどの報告をした。

② その他

[平成23年]

・12月23日 韓国・井邑市からの中学・高校生友好訪問団表敬訪問について

本市の友好都市である井邑市から中学生及び高校生を含めた訪問団が来成したので、休日であったが表敬訪問を受けた。

その後の国際交流協会主催の歓迎会にも出席させていただいた。その際に韓国の就職事情などを聞いてみたところ、最近ではかなり就職情勢が厳しく、大学では学問を学ぶよりも就職のための勉強をするために行っているようなものであるとのことであった。就職率

がすごく悪く、かなり厳しい状況とのことであった。

また、訪問団員は日本語が大層上手であった。これは第2外国語で日本語を学んでいると言うことで、英語は勿論しっかり学んでいるとのことであった。

[平成24年]

- ・ 1月17日 北総教育事務所による校長一次面接について
12日、13日の校長面談の結果を受けて面接に望んだ。
- ・ 1月19日 北総教育事務所指導室訪問（名木小学校）について
児童は28名で、教師・事務職等14名で非常に小規模校であるが、小規模を生かした授業展開、学校運営等、そして分科会も見ていただき、ご指導いただいた。子どもたちは比較的落ち着いているが、児童構成としては学年によって、例えば5年生は女の子ばかりというような状況もあり、統合の必要性を感じさせた。

《教育長報告に対する主な質疑》

委員：教育委員として成人式に今年初めて参加したが、新成人たちは思ったより落ち着いて参加していた。会場内は比較的穏やかであったものの、私語の多さが気になった。これらを打ち負かすオープニングの太鼓は良かったのではないかと感じたので、今後成人者の私語を圧倒するような出し物が良いのではないかと。又、テレビ等で報道されるような混乱はなくて良かったと思う。

委員：今年は司会者がハキハキと、前を向いて話していたのが良かった。
記念品が袱紗というのも日本の伝統、包む文化を表すものでもあり、そんなに頻繁に使うものではないが必需品でもあるという意味で、良い選択であったと感じた。先日、著名人の葬儀がテレビで映されていたが、やはり著名な参列者が車から降りてから、不祝儀袋を直接手で持っていたのは残念に感じられたので、袱紗は良い記念品だと思った。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 成田市教育資金利子補給金交付規則の一部を改正するについて

【坂本教育総務課長 議案資料に基づき提案】

議案第1号から第3号までの3議案はいずれも改正の要旨は同様である。

外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」が、平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から施行される。このことにより、外国人登録制度は廃止され、外国人住民を我々と同じ住民基本台帳制度の対象に加えることとなった。

本案は「成田市教育資金利子補給金交付規則」について、当該改正に伴う規則文中の表現に所要の改正を行おうとするもの。

第3条第2号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録を」を削る。第7条第1号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

なお、施行期日は平成24年7月9日。

《議案第1号に対する主な質疑》

委員：国の法律が改正されて、外国人登録の方法が変わったということだと思うが、今後は外国から入国した外国人は登録の必要がなくなったということか。それぞれが入国した後、住居を構えようとする市町村に住民登録をするだけということなのか。

坂本教育総務課長：外国人が入国する際には在留カードというものが交付されることとなり、それを持って在住希望の市町村の窓口で住民登録することになったということ。これまでの外国人登録原票ではあくまでも個人ごとの登録であったのに対し、今後は日本人と同様の住民票となり家族構成なども分かりやすくなった。又、今後は転出入の手続き等もスムーズに出来るということだ。

委員：教育資金の貸し出しを受けるものに対し利子補給をするとのことだが、教育資金そのものの貸し出しはしているのか。

坂本教育総務課長：教育資金そのものの貸し出しについては、成田市としての制度としてはない。

議長：議案第1号 成田市教育資金利子補給金交付規則の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議案第2号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

本案は議案第1号と同様に外国人登録制度の変更に伴いまして「成田市就学援助費支給規則」について、当該改正に伴う「成田市就学援助費支給規則」文中の表現に所要の改正を行おうとするもの。

第7条第1項中「、若しくは外国人登録原票に登録され」を削る。

なお、施行期日は平成24年7月9日。

ちなみに、これまでも外国人登録をされている方々にも生活状況に応じて就学援助の認定はさせていただいており、その面ではなんら変更となるものではない。

《議案第2号に対する主な質疑》

委員：就学援助費については、年間どのくらいが対象とされているのか。

高山学務課長：対象者としては、小学校・中学校を合わせて年間で600人を超えている状況である。

議長：議案第2号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議案第3号 成田市臨海宿泊施設利用者助成規則の一部を改正するについて

【檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき提案】

本案も外国人登録制度の変更に伴い改正を行うもの。

成田市臨海宿泊施設利用者助成規則中、第2条第1号中「住民基本台帳（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、記録又は登録されている」を削り、「かつ、本市の住民基本台帳に記載されている」を追加する。

なお、平成24年7月9日からの施行となる。

また、現状においても外国人登録をされている方への助成は市民と同様に行っている。

《議案第2号に対する主な質疑》

委員：改正の要旨は問題ないと思うが、そもそもこの制度の内容はどのようなものか。市民であれば誰でも利用できるのか。又、年間の利用者数等はどのくらいか。

檜垣生涯スポーツ課長：山武市にある蓮沼ガーデンハウス、勝浦市の鶴原民宿組合、南房総市の岩井民宿組合、匝瑳市にある野栄望洋荘、館山市にある国民休暇村「たてやま」の

県内5施設を指定し、市民がそこを利用する際に年間1回を限度として大人2,500円、子ども2,000円を補助するもの。市民ならどなたでも利用可能である。

又、平成22年度は491件ほど、平成23年度は125件の利用であったがこれは東日本大震災の影響があったものと思われる。例年の利用者は500名前後。また、利用者としては家族での利用が多い。

佐藤教育長：制度の周知方法等に課題はあるかも知れないが、「広報なりた」でも毎年お知らせを行っている。

議長：議案第3号 成田市臨海宿泊施設利用者助成規則の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議案第4号 成田市教育委員会行政組織規則の一部を改正するについて

【藤崎生涯学習課長 議案資料に基づき提案】

成田市では平成18年度より指定管理者制度を導入し、公募を原則として、公の施設に係る指定管理者の選定を行ってきた。

成田国際文化会館は、従来からの管理者である成田市教育文化振興財団の設立経緯等を踏まえ、これまでに2回、財団を指定管理者として指定し、その管理運営を行わせた。

3回目の指定期間（平成24～27年度）に向けての選定にあたり、原則どおり公募による指定手続きを行い、本教育委員会会議及び12月定例市議会において審議を頂いた。その結果、財団以外の民間事業者が、平成24年4月以降に成田国際文化会館の指定管理者となる旨の議決を頂いた。

併せて、財団が実施できる新規事業等の検証も行ったが、財団を存続することは難しく、解散する事とした。

これを受け、成田市教育委員会行政組織規則における生涯学習課の事務分掌中の、成田市教育文化振興財団に関わる表記を削除しようとするもの。

第4条第1項の表、生涯学習部の項、生涯学習課の目中、「(7) 財団法人成田市教育文化振興財団に関すること。(8) その他文化財及び文化振興に関すること。」を「(7) その他文化財及び文化振興に関すること。」に改める。

なお、この規則は、平成24年4月1日からの施行とする。

《議案第4号に対する主な質疑》

委員：今回解散するとなると、次回以降はもう財団は存続しておらず、管理者としてはあ

りえないのか。民間だけでの公募になるのか。

藤崎生涯学習課長：他市の例でも、多数の施設を抱えるところでは財団職員を集約するなどして存続させているところもあるが、一つの施設しかないところでは解散するというのが一般的である。

議長：議案第4号 成田市教育委員会行政組織規則の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議長：議案第5号及び第6号は関連があるので、一括審議とする。

議案第5号 成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき提案】

改正の要旨としては、久住パークゴルフ場が平成23年6月1日にオープンし、市民の健康づくりを推進するとともに、気軽に楽しめるスポーツとしてパークゴルフの普及に努めているところであるが、現在の利用状況としては1日平均20人とどまっている。12月は16人台ということであった。当初見込として使用料算定基準で想定した1日平均49人という数を大幅に下回っている。

このことから、利用率の向上を図る目的で平成24年4月から新たに市民が利用しやすい料金体系を設定するため、条例の一部を改正するもの。

まず、区分として、一般の他に新たに中学生以下を設定した。一般の使用料であるが1人1日1,000円を基本料金としており金額の変更はない。現行料金で1人1回500円については、改正案として1人1回350円に金額の変更をした。この料金は十余三パークゴルフ場の料金1人1日350円を下回らない金額とした。

新しい単位として、1人半日500円を設定した。これについては現在の利用状況、利用者の意見等から検討し、新規料金の設定をした。状況としては利用者の約75パーセントが65歳以上であり、1日楽しむよりは、1回ないし半日で帰る人が多くいることから、1回の料金を安く、18ホールを2回ないし3回は回れる4時間以内を単位とした半日料金を設定して、多くの利用者を誘導し、利用率向上を目指すものである。例えば、午前9時に来場された方は午後1時まで、10時に来場された方は午後2時までの利用となる。4時間あれば、2ラウンド又は2ラウンド・ハーフ程度のプレーが可能だと思われる。また、おもに夏の日利用者の少ない時間帯など、午後2時以降につきましても新しく350円として料金設定をする。

中学生以下の設定については、市内のほかの体育施設でも設定されているケースが多く、一

般の半額の料金を設定した。

なお、市外の方については、備考欄掲載のとおり、一般、中学生以下とも、その金額に50パーセント増をした料金となる。施行期日は平成24年4月1日。

議案第6号 成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
するについて

【檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき提案】

成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに伴い、同施設の適正な管理運営を行うため、規則の一部について所要の改正をするもの。

内容については、別記第1号様式の使用許可申請書及び第2号様式の使用許可書を改めるものである。第1号様式、第2号様式とも使用料の改定にあわせ、使用人員と使用単位の項目を変更する。

《議案第5号及び議案第6号に対する主な質疑》

委員：半日という単位の設定が市民の方には分かりにくいのではないかと。普通感覚では午前と午後などの区分と考えるのが一般的ではないかと思う。実利用時間という事であれば、4時間以内の利用などと明確に表記した方が分かりやすいし、混乱もしないのではないかと思うがいかがか。

檜垣生涯スポーツ課長：条例には半日の定義についても明示されますが、利用者等への周知方法としては、現地のクラブハウス等に掲示してお知らせする予定である。

当初は午前、午後等の区分を考えたが、4時間を半日とする区分のほうが使い勝手は良いと考えた。

委員：先ほどの意見は、市民が見たときに誤解を与えず、明確に判断できるような分かりやすい表記の方が良いのではないかと意見だと思うので、善処をお願いします。

委員：半日利用の申請で、4時間経ったときがラウンドの途中である場合などはどうするのか。また、申請の仕方についてだが、申請書の様式は複写式になっているのか。

委員：ゴルフではそうだが、やはりこのようなゲームであれば、利用区分を時間で区切るより、1ラウンドとかハーフラウンドとか、そのような決め方のほうが良いように思う。

檜垣生涯スポーツ課長：利用可能時間等については、申請を受ける段階で個別に利用者にお知らせをする予定である。また、クラブハウスには職員が常駐し、プレイヤーを確認しているので、声かけをする等により利用時間について注意を促すこととする。なお、申請書は複写式になっている。

佐藤教育長：条例に料金の定めをするということなので、明確な運用をし、時間オーバーの場合などは改めて料金を徴収することになる。しかし、実際には職員が利用者の確認をして窓口で伝えるなど、半日であれば4時間を厳守してもらうよう明確で厳正な運用を心がける。

委員：明確にすることが現場でのトラブル防止にもつながると思うので、混乱をきたさないように分かりやすい運用を願いたい。

議長：議案第5号 成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議長：議案第6号 成田市久住パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて、を原案のとおり可決する。

議案第7号 指定管理者の指定について（公津スポーツ広場）

【檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき提案】

1 2月の教育委員会会議で議決いただいた成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正により、公津スポーツ広場を宗吾地先に変更した。このことに伴い、指定管理者についても期間を定めて新たな指定管理者の指定が必要ではないかということで、指定管理者担当部局等と協議を重ねてきた。

しかし、協議の結果、今回の宗吾地先の広場は下方地先に計画している広場が完成するまで暫定的に位置付けるものであり、施設の名称や機能としても変更がないことから、指定期間も2年間残っている地元の公津地区青少年健全育成協議会に管理を継続させることとしたい。

なお、継続扱いではあるが、スポーツ広場の面積が変わり指定管理料も変更になることから年度末に現在の指定管理者との協議を経て協定書の締結をすることになる。

施設名は「公津スポーツ広場」、指定管理者は団体所在地が成田市並木町4-1-8の公津地区青少年健全育成協議会であり、会長は石井武氏。なお、指定の期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日までとなる。

議 長：議案第7号 指定管理者の指定について（公津スポーツ広場）、を原案のとおり可決する。

議 長：議案第8号 平成24年度教育委員会当初予算案については市長に対し予算編成を申し入れ、市議会での議決を得るものだが、未だ議会上程前の審議となる。成田市教育委員会会議規則第22条第1項に該当するので、非公開で審議することとする。

<これより非公開>

議案第8号 平成24年度教育委員会当初予算案について

《審議結果》

可 決

<非公開を終わる>

（2）請願

請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について

【高山学務課長 請願資料に基づき説明】

発信者は福岡県にある宗教法人「本門立正宗」の中川晃荘からの請願である。内容としては、（1）として、宗教の中立的配慮に欠く教科書、具体的には英語科の開隆堂2年生用・3年生用、学校図書2年生用・3年生用、三省堂3年生用、東京書籍2年生用を不採択とすることを求めるものである。

本市では平成24年度から開隆堂の教科書を採択することとなったことから、請願が届いたものと思われる。同様にこれらの教科書を採択することとなった他市町に確認したところ同様の請願が届いているという事である。

（2）としては教室内でクリスマスカードの作成や飾り付けなどのように、強制的にある特定の宗教を押し付けることは、思想の自由の侵害の基本的な人権問題に係わることであり、これら教材の即時全廃、不採用をするよう求めるというものである。

具体的には開隆堂の2年生の教科書には、主人公の少年が牧師になることを決めて、勉強を重ねて牧師になり、やがて子どものための施設を作るという話が載っており、牧師になるということが宗教的なものではないかとの主張である。また、3年生の教科書ではマザーテレサの伝記が載っており、修道院に入って貧しい人々を救うという話であることから、これが特定宗教、請願ではカソリックとしているが、これを美化する内容であるから排除すべきとの主張で

ある。

小中学校の教科書は既に文部科学省の検定に合格したものであるが、本請願ではそれに対しても様々意見が述べられている。これについての参考として、昭和24年の文部省事務次官通達「社会科その他、初等及び中等教育における宗教の取り扱いについて」により、“文学及び語学の教科書においては、文学的あるいは語学的な価値があるとして採用された内容であれば宗教的教材が含まれても良い。教科書に取り上げることは問題ない。”との通達がある。それ以降、この種の通達が出ていないことから現在でもその通達が生きているということで判断している。

議長：成田市教育委員会会議規則第25条「請願は、会議において採択又は不採択を決する。」となっている。ただ今の説明に関し質問等はあるか。

《請願第1号に対する主な質疑》

委員：当該請願ではクリスマスカードを作ることも強制的、宗教的行事の押し付けになっているとしている。しかし、例えば本市では小中学校で成田山新勝寺を見学することもある。また、全国的にも金閣寺等の神社仏閣を見学することも多いわけだが、それをも否定している。

それらは歴史的、文化的遺産であり、見学することによって認識を深める体験的学習を行うことだと思うので、批判は当たっていないと考える。

委員：請願を読んでも意味が良くわからない面もあるが、当該宗派の正当性を主張しているようには思う。これまで、成田市に対してこのような請願はあったか。また、同じ教科書の採択をした市町村には全国的に同様の請願が出されているのか。

高山学務課長：本市が今回採択した英語の教科書が適当でないとの主張があつての請願だと思われる。他市の状況も同様で、当該請願者が問題視する教科書を使い続ける限り毎年同じ内容の請願が届くようである。市によっては、もうこれ以上採決する必要も無い、来年度以降も同内容の請願であれば採決を行わなくてもよいであろうとの判断をしているところもある。そのような状況だ。

議長：請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願については、不採択と決する。

(3) 報告事項

議 長：報告第1号は児童ホームに関するものであるので、当該事務を所管する保育課の職員に説明員として入室を求める。

(保育課職員入室)

報告第1号 公津の杜小学校児童ホームの増床について

【葛生学校施設課長 資料に基づき報告】

公津の杜小学校児童ホームは小学校体育館に併設されており、定員50人で運営しているが、児童数が増加しており、待機児童も多いことから、本年4月より体育館の会議室と倉庫を児童ホームとして一時的に貸与する予定でいる。

現在の児童ホームは体育館玄関ホールに向かって左奥、女子トイレの隣だが、今回は多目的便所の先にある会議室と倉庫部分を貸与するものである。

なお、平成26年度に給食施設を建設する際には、その2階部分に「第2児童ホーム」を建設する予定であるので、それまでの一時的な貸与となる。

《報告第1号に対する主な質疑》

委 員：現在のところ、定員50人に対して50人が利用している。しかし、登録児童数は71人となっているが21人は待機児童ということか。又、待機児童数は今後とも増える見込みか。

高田保育課主幹：現在は定員を超えて全ての児童を受け入れている。国のガイドラインではプレイルームの面積については一人当たり1.65㎡という基準があり、計算上、受け入れ可能な人数なので受け入れを行っている。しかし、今年の4月で11名の待機児童が出た。今後もその傾向が強まっていくと予想される。新たに借用するスペースでは、国の基準に従えば更に53人の受け入れが可能になる。

(保育課職員退席)

報告第2号 平成23年度第2回学区審議会について

【高山学務課長 資料に基づき報告】

先月の教育委員会会議の教育長報告の中で概要を報告しているが、会議録が出来上がったので詳細を報告させていただく。

開催日時は平成23年12月19日(月)午後2時から。委員9名が出席し1名が欠席。

議題としては、議案第1号 学区再編に伴う事務取扱いについて、議案第2号 下総地区小学校統合による学区の変更についての2件。その他、報告事項が2件。

第1号議案は平成25年4月に公津の杜中学校が開校するにあたり、西中学校の学区再編が実施される。それに伴って成田中学校、中台中学校も学区を大きく見直すこととした。移行措置として、基本的には一度入学したものについては在学中に学区変更があっても、そのままが良いとする。また、一部地域については、指定校変更可能な地域とし、住民の意向を尊重できるようにする。指定校変更をした者は成田市全体では年間500件くらいいるので、25年度に向けた指定校変更は一層多くなり、1,000件を超えるのではないかと思われる。現行では、申請する全ての方に学務課においていただき学区変更に係る処理を行っているが、保護者にも負担となるし、学務課としても対応しきれないような事態も考えられる。そこで、平成24年度のみの特例措置として、学校に申請書を提出することで指定校変更に係る事務取扱いを行う。事務の簡略化をするということを提案し承認をいただいた。

なお、平成24年6月までに関係する学区の児童生徒・保護者に対する説明会を実施する。また、各家庭に対し意向調査を実施し7月末を目途に集約する。正式に指定校変更を希望する場合には11月末までに担任を通して指定校変更申立書を提出し、就学先を決定するとの予定を説明した。加良部1丁目の生徒の選択によっては、西中学校と中台中学校の学校規模のアンバランスが出てくることもあるのではないかととの質疑があった。加良部1丁目は各学年とも40名ほどの児童がいるので、その動向によってはクラス数が増減することが考えられるが、事前に予測することは不可能であると説明させていただいた。

全会一致で事務局提案通りに答申を行う事で決定された。

第2号議案は平成26年4月1日に下総地区4小学校（滑河小学校、小御門小学校、名木小学校、高岡小学校）が統合し、現下総中学校敷地内に新しい小学校を開設するので、新小学校の学区を既存の4小学校の地区を合わせたものとする件を説明し、了承いただいた。

質疑としては、小中一環教育に関するものが多かったが、大方の意見は進めて欲しいとのことだった。全会一致で事務局提案通りに答申を行う事で決定された。

続いて、報告事項の1では、平成23年7月に広島県呉市において開催された「小中一貫教育全国サミット」の概要について。又、現在、下総地区で行われている「小中連携推進委員会」の概要について報告を行った。

報告事項の2として、指定学校変更・区域外就学の状況について説明をさせていただいた。

本市では、希望する部活動が進学先の学校にないことを理由とした指定校変更が可能であり、12月に入って、次年度に向けた部活動を理由とした指定校変更の申請が例年に比べて多く出されていることを報告。現在は、変更期日を指定していないが、次年度の学級編制を早めに決定していくためにも、期限を設ける等の変更が必要と考えていることを説明した。

例えば、吾妻中学校では近い将来に学級数が増える予定ではあるが、現状では部活動の少ないことが理由で他の中学校への指定校変更希望が多数あり、1年生は3学級から2学級に減ってしまって、増置教員の減と合わせて2名の先生が減ってしまったという状況にある。

このようなことから、早めに指定校変更の予定を把握しないと教員の人事異動にも困難をきたすことになってしまうということがある。

以上が、第2回学区審議会の概要である。なお、会議の傍聴者は3人であった。

《報告第2号に対する主な質疑》

委員：6月までに説明会を実施し、7月末までに集約するというのは1ヶ月しかないが、これは概ねの意向調査ということで、11月末までに正式に指定校の変更をするということか。また、区域外就学もある程度いるのか。

高山学務課長：説明会、意向調査はそのとおりだ。区域外就学については、主に住居の関係で家を建てたけれども住所変更がまだなので、というような理由によるものが多い。また、今年度については福島からの避難の方が、住所変更等ができないとのことで区域外就学となっており、30名程度いる。

報告第3号 「成田市生涯学習推進本部設置要綱」の改正について

【藤崎生涯学習課長 資料に基づき報告】

本市では生涯学習社会の実現に向けて、市民の生涯学習をより一層支援していくため「第2次成田市生涯学習推進計画」及び「第2次成田市生涯スポーツマスタープラン」（計画年度：平成23年度～32年度）を策定し今年度からスタートした。

生涯学習社会の実現には、市民と行政が積極的に意見交換し連携を図り、協働して推進していく必要があるので、平成12年10月1日に市長を本部長とする「成田市生涯学習推進本部」を設置している。

今回、「成田市生涯学習推進本部」について、現在の機構にあわせた組織にする等の見直しを行い、別紙のとおり「成田市生涯学習推進本部設置要綱」の一部を改正したので報告する。例えば、現在の「副市長」が当時は「助役」であったことなどを修正するもので、本質的なところは変わっていない。

《報告第3号に対する主な質疑》

委員：“生涯学習社会の実現には、積極的に市民と意見交換し連携を図り”とあるが、組織表には市民が入っていないが、どこで市民の意見を取り入れるのか。

藤崎生涯学習課長：市民の意見を集約する場として生涯学習推進協議会という組織があり、そ

こでの議論を受けてこの推進本部がある。従って、ここには市民は入らない。

委員：新たに加える第2条第3項の「その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。」とはどのようなことがあるのか。

藤崎生涯学習課長：生涯学習に関する計画外の要望や当初想定していなかった施策が出てきた場合には、この項目で対応することになる。

4. 委員長閉会宣言